

2024年1月18日

事業成長担保制度



[三好内外国特許事務所](#)

[弁理士 高橋俊一](#)

先に「此度は実現するのか？イノベーションボックス税制」という題目でコラムを出したが、過日、その「イノベーションボックス税制」を創設することを政府が決めたことが報道された。今後の成り行きに期待するところである。

さて、政府は、知的財産を活用したイノベーションを促進するために、企業、特にスタートアップ企業の事業環境を各方面から改善する様々な施策を検討している。その中で、「スタートアップ育成5か年計画」において新たな融資制度の一つとして、「事業成長担保制度」（現状、単に「事業担保制度」とも言われている）の創設が挙げられている。この「事業成長担保制度」とは、従来からの不動産などの有形資産だけではなく、知的財産、ノウハウ、のれん等の無形資産を含んだ事業全体、すなわち事業活動から生まれる将来キャッシュ・フローを担保として金融機関から資金を調達する制度である。有形資産を持たないことが多いスタートアップ企業や新たに事業展開しようとする中小企業に対する資金調達の多様化を図るものであり、金融機関の立場からは、現状の担保制度における不動産等の有形資産担保や経営者保証等に過度に依存しないこれからの融資実務への変換を促すものといえる。このため、「事業成長担保制度」については、金融庁で現在検討されているが、検討の元となる譲渡担保の取引については明文の定めがなく、明文の規律を新規に設けようとしていることから、法務省との協力を得ながら創設を進めているようである。

この「事業成長担保制度」の素晴らしいと思える点は、融資を実施した金融機関が担保対象である事業に対して伴走支援することが期待できることである。すなわち、貸し手である金融機関としては最終的には融資した資金を回収しなければならないが、そのためには事業が成功する必要があることから、事業の実態を継続的にモニタリングして、特に業況の悪化局面では改善に向けた必要な支援を行うというインセンティブが働き易いのである。このため、金融機関には、多様なデータのデジタル化を進めて、担保対象となる事業の理解、当該事業の成長が本当に見込めるものなのか否かの評価、そして

事業の進行を見極めるといふこれまでにない業務を実施する能力、言わば「目利き力」が求められる。一方で、融資を受けようとする企業は、金融機関に事業成長の確実性を的確に判断してもらう為に、事業についてのデータ化、例えばIPランドスケープやコーポレートガバナンス・コードといったものを整備することが求められるだろう。

また、「事業成長担保制度」による融資を通じて企業と金融機関の関係が深まることで、別の新たな事業の立ち上げ時の資金についても、あるいは企業の事業承継時に必要な承継資金についても融資が受けやすくなることが期待される。

ただ、「事業成長担保制度」については、懸念事項の指摘もあり、創設に反対する意見もある。主な懸念事項の一つは乗っ取りの問題、もう一つは過剰担保の問題である。乗っ取りの問題は、企業が不履行状態に陥るや否や、金融機関が事業に介入して自己に事業を譲渡する形で乗っ取りを図るというリスクを排除し得ない、というものである。また、過剰担保の問題は、実体のない無形資産を含んだ事業全体の客観的評価が容易でないことから、安易に担保化されることで融資額との関係で過剰担保となる事態が生じ易い、というものである。いずれの問題も、これからの「事業成長担保制度」の創設に向けての検討の中で対応策が練られるものと思われる。

このような中、弁理士は、金融機関及び融資を受けようとする企業に対して知的財産の観点からのコンサルティングを行うべく、知財投資・活用の取り組みを強化しているところである。特に、知財投資・活用の流れを良好にするためには、事業化に有効で担保価値のある知財が必須であり、権利化後の知財を活用した事業を考慮した権利化対応に現状心掛けているところである。

「此度は実現するのか？イノベーションボックス税制」という題目のコラムでも言及した岸田首相が提言した「骨太の方針」における「我が国全体の投資を拡大させ、イノベーション力を高め、我が国の更なる経済成長につなげていくことが重要である。」との方針を実現するためにも、具体的な全体像が未だ見えていない「事業成長担保制度」ではあるが、早期の創設を期待するものである。

以上